奈良市議案第４３号

町の区域の変更について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２６０条第１項の規定により、令和３年１０月１日から本市内の区域のうち別図１に示す町の区域を別図２に示すとおり変更する。

令和３年３月２日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

別図１
（変更前）
北登美ヶ丘五丁目
北登美ヶ丘四丁目
東登美ヶ丘六丁目
押熊町（一部）
押熊町
東登美ヶ丘五丁目
凡　例
現町界
新町界
0
100m

別図２
（変更後）
N
北登美ヶ丘五丁目
北登美ヶ丘四丁目
東登美ヶ丘六丁目
東登美ヶ丘五丁目
押熊町
凡　例
新町界
東登美ヶ丘六丁目
新町名
0
100m

奈良市議案第４４号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第６項の規定により議会の議決を求める。

令和３年３月２日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

１　指定管理者を指定する公の施設

奈良市柏木町５１９番地の５

奈良市総合医療検査センター

２　指定管理者の所在地及び名称

奈良市柏木町５１９番地の７

一般社団法人奈良市医師会

代表理事　国分　清和

３　指定管理者の指定の期間

令和３年４月１日から令和８年３月３１日まで

４　指定管理者が行う業務の範囲

⑴　奈良市総合医療検査センター条例第３条に規定する事業の実施に関すること。

⑵　奈良市総合医療検査センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。

⑶　その他市長が定めること。

奈良市議案第４５号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第６項の規定により議会の議決を求める。

令和３年３月２日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

１　指定管理者を指定する公の施設

奈良市東寺林町３８番地

奈良市ならまちセンター

２　指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町１３番１号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長　西谷　忠雄

３　指定管理者の指定の期間

令和３年４月１日から令和６年３月３１日まで

４　指定管理者が行う業務の範囲

⑴　奈良市ならまちセンター条例第５条に規定する事業の実施に関すること。

⑵　奈良市ならまちセンター市民文化ホールの使用承認及び使用制限に関すること。

⑶　奈良市ならまちセンター市民文化ホールの施設及び附属設備の維持管理に関すること。

⑷　その他市長が定めること。

奈良市議案第４６号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第６項の規定により議会の議決を求める。

令和３年３月２日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

１　指定管理者を指定する公の施設

奈良市鳴川町３２番地の１

奈良市音声（おんじょう）館

２　指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町１３番１号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長　西谷　忠雄

３　指定管理者の指定の期間

令和３年４月１日から令和６年３月３１日まで

４　指定管理者が行う業務の範囲

⑴　奈良市音声（おんじょう）館条例第３条に規定する事業の実施に関すること。

⑵　奈良市音声（おんじょう）館の使用承認及び使用制限に関すること。

⑶　奈良市音声（おんじょう）館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。

⑷　その他市長が定めること。

奈良市議案第４７号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第６項の規定により議会の議決を求める。

令和３年３月２日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

１　指定管理者を指定する公の施設

奈良市三条宮前町７番１号

なら１００年会館

２　指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町１３番１号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長　西谷　忠雄

３　指定管理者の指定の期間

令和３年４月１日から令和６年３月３１日まで

４　指定管理者が行う業務の範囲

⑴　なら１００年会館条例第３条に規定する事業の実施に関すること。

⑵　なら１００年会館（駐車場を除く。）の使用承認及び使用制限に関すること。

⑶　なら１００年会館（駐車場を除く。）の施設及び附属設備の維持管理に関すること。

⑷　その他市長が定めること。

奈良市議案第４８号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第６項の規定により議会の議決を求める。

令和３年３月２日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

１　指定管理者を指定する公の施設

奈良市二条大路南一丁目３番１号

奈良市美術館

２　指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町１３番１号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長　西谷　忠雄

３　指定管理者の指定の期間

令和３年４月１日から令和６年３月３１日まで

４　指定管理者が行う業務の範囲

⑴　奈良市美術館条例第３条に規定する事業の実施に関すること。

⑵　奈良市美術館の使用承認及び使用制限に関すること。

⑶　奈良市美術館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。

⑷　その他市長が定めること。

奈良市議案第４９号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第６項の規定により議会の議決を求める。

令和３年３月２日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

１　指定管理者を指定する公の施設

種　別	名　　称	所　在　地
野球場	奈良市緑ヶ丘球場	奈良市奈良阪町２８５１番地
体育館	奈良市西部生涯スポーツセンター体育館	奈良市中町４８６０番地
屋外プール	奈良市青山プール	奈良市青山三丁目２番地
屋内プール	奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール	奈良市中町４８６０番地
庭球場	奈良市黒谷コート	奈良市中町２８７７番地
	奈良市平城第一コート	奈良市左京二丁目１番地
	奈良市平城第二コート	奈良市朱雀二丁目１２番地
	奈良市青山コート	奈良市青山三丁目２番地
	奈良市佐保山コート	奈良市佐保台二丁目９０２番地の３７４
	奈良市西部生涯スポーツセンターコート	奈良市丸山一丁目９０５番地
球技場	奈良市黒谷球技場	奈良市中町２８７７番地
	奈良市平城第一球技場	奈良市左京二丁目１番地
	奈良市平城第二球技場	奈良市朱雀二丁目１２番地
	奈良市奈良阪球技場	奈良市奈良阪町１３６７番地
	奈良市登美ヶ丘球技場	奈良市北登美ヶ丘一丁目１７６１番地の２
	奈良市西部生涯スポーツセンター球技場	奈良市丸山一丁目９０５番地

ゲートボール場	奈良市西部生涯スポーツセンターゲートボール場	奈良市丸山一丁目１０７９番地の２３８
クラブハウス	奈良市西部生涯スポーツセンタークラブハウス	奈良市丸山一丁目１０７９番地の２３８

２　指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町１３番１号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長　西谷　忠雄

３　指定管理者の指定の期間

令和３年４月１日から令和６年３月３１日まで

４　指定管理者が行う業務の範囲

⑴　体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。

⑵　施設及び設備の維持管理に関すること。

⑶　その他市長が定めること。

奈良市議案第５０号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第６項の規定により議会の議決を求める。

令和３年３月２日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

１　指定管理者を指定する公の施設

奈良市七条一丁目２番１号

奈良市七条コミュニティスポーツ会館

２　指定管理者の所在地及び名称

[redacted]

七条地区自治連合会

会長 [redacted]

３　指定管理者の指定の期間

令和３年４月１日から令和８年３月３１日まで

４　指定管理者が行う業務の範囲

⑴　奈良市七条コミュニティスポーツ会館の使用承認及び使用制限に関すること。

⑵　奈良市七条コミュニティスポーツ会館の施設及び設備の維持管理に関すること。

⑶　その他市長が定めること。

奈良市議案第５１号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第６項の規定により議会の議決を求める。

令和３年３月２日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

１　指定管理者を指定する公の施設

奈良市南紀寺町五丁目５４番地の１

奈良市南紀寺コミュニティスポーツ会館

２　指定管理者の所在地及び名称

[redacted]

南紀寺町五丁目第一自治会

会長 [redacted]

３　指定管理者の指定の期間

令和３年４月１日から令和８年３月３１日まで

４　指定管理者が行う業務の範囲

⑴　奈良市南紀寺コミュニティスポーツ会館の使用承認及び使用制限に関すること。

⑵　奈良市南紀寺コミュニティスポーツ会館の施設及び設備の維持管理に関すること。

⑶　その他市長が定めること。

奈良市議案第５２号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第６項の規定により議会の議決を求める。

令和３年３月２日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

１　指定管理者を指定する公の施設

奈良市朱雀二丁目１２番地

奈良市ならやまコミュニティスポーツ会館

２　指定管理者の所在地及び名称

[redacted]

平城ニュータウンスポーツ協会

会長 [redacted]

３　指定管理者の指定の期間

令和３年４月１日から令和８年３月３１日まで

４　指定管理者が行う業務の範囲

⑴　奈良市ならやまコミュニティスポーツ会館の使用承認及び使用制限に関すること。

⑵　奈良市ならやまコミュニティスポーツ会館の施設及び設備の維持管理に関すること。

⑶　その他市長が定めること。

奈良市議案第５３号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第６項の規定により議会の議決を求める。

令和３年３月２日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

１　指定管理者を指定する公の施設

奈良市古市町２６５番地の１

奈良市東市コミュニティスポーツ会館

２　指定管理者の所在地及び名称

[redacted]

東市地区自治連合会

会長 [redacted]

３　指定管理者の指定の期間

令和３年４月１日から令和８年３月３１日まで

４　指定管理者が行う業務の範囲

⑴　奈良市東市コミュニティスポーツ会館の使用承認及び使用制限に関すること。

⑵　奈良市東市コミュニティスポーツ会館の施設及び設備の維持管理に関すること。

⑶　その他市長が定めること。

奈良市議案第５４号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第６項の規定により議会の議決を求める。

令和３年３月２日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

１　指定管理者を指定する公の施設

奈良市邑地町４６９番地

奈良市邑地コミュニティスポーツ広場

２　指定管理者の所在地及び名称

[redacted]

邑地町自治会

会長 [redacted]

３　指定管理者の指定の期間

令和３年４月１日から令和８年３月３１日まで

４　指定管理者が行う業務の範囲

⑴　奈良市邑地コミュニティスポーツ広場の使用承認及び使用制限に関すること。

⑵　奈良市邑地コミュニティスポーツ広場の施設及び設備の維持管理に関すること。

⑶　その他市長が定めること。

奈良市議案第５５号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第６項の規定により議会の議決を求める。

令和３年３月２日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

１　指定管理者を指定する公の施設

奈良市神功三丁目６番地

奈良市高の原コミュニティスポーツ会館

２　指定管理者の所在地及び名称

[redacted]

平城ニュータウンスポーツ協会

会長 [redacted]

３　指定管理者の指定の期間

令和３年４月１日から令和８年３月３１日まで

４　指定管理者が行う業務の範囲

⑴　奈良市高の原コミュニティスポーツ会館の使用承認及び使用制限に関すること。

⑵　奈良市高の原コミュニティスポーツ会館の施設及び設備の維持管理に関すること。

⑶　その他市長が定めること。

奈良市議案第５６号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第６項の規定により議会の議決を求める。

令和３年３月２日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

１　指定管理者を指定する公の施設

奈良市下狭川町２８８２番地の３

奈良市狭川コミュニティスポーツ広場

２　指定管理者の所在地及び名称

[redacted]

狭川地区自治連合会

会長　[redacted]

３　指定管理者の指定の期間

令和３年４月１日から令和８年３月３１日まで

４　指定管理者が行う業務の範囲

⑴　奈良市狭川コミュニティスポーツ広場の使用承認及び使用制限に関すること。

⑵　奈良市狭川コミュニティスポーツ広場の施設及び設備の維持管理に関すること。

⑶　その他市長が定めること。

奈良市議案第５７号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第６項の規定により議会の議決を求める。

令和３年３月２日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

１　指定管理者を指定する公の施設

奈良市横田町２０３番地の１

奈良市田原コミュニティスポーツ広場

２　指定管理者の所在地及び名称

[redacted]

田原地区自治連合会

会長 [redacted]

３　指定管理者の指定の期間

令和３年４月１日から令和８年３月３１日まで

４　指定管理者が行う業務の範囲

⑴　奈良市田原コミュニティスポーツ広場の使用承認及び使用制限に関すること。

⑵　奈良市田原コミュニティスポーツ広場の施設及び設備の維持管理に関すること。

⑶　その他市長が定めること。

奈良市議案第５８号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第６項の規定により議会の議決を求める。

令和３年３月２日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

１　指定管理者を指定する公の施設

奈良市学園南三丁目１番５号

奈良市営西部会館駐車場

２　指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町８番１号

奈良市市街地開発株式会社

取締役社長　西谷　忠雄

３　指定管理者の指定の期間

令和３年４月１日から令和６年３月３１日まで

４　指定管理者が行う業務の範囲

⑴　奈良市営西部会館駐車場の供用に関すること。

⑵　奈良市営西部会館駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。

⑶　その他市長が定めること。

奈良市議案第５９号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第６項の規定により議会の議決を求める。

令和３年３月２日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

１　指定管理者を指定する公の施設

奈良市杏町１４４番地

奈良市杏南第一駐車場

奈良市杏町７９番地の１

奈良市杏南第二駐車場

奈良市杏町１０９番地

奈良市杏南第三駐車場

２　指定管理者の所在地及び名称

[redacted]

杏南町自治会駐車場運営委員会

会長 [redacted]

３　指定管理者の指定の期間

令和３年４月１日から令和６年３月３１日まで

４　指定管理者が行う業務の範囲

⑴　駐車場の供用に関すること。

⑵　駐車場の施設その他の工作物の維持管理に関すること。

⑶　その他市長が定めること。

奈良市議案第６０号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第６項の規定により議会の議決を求める。

令和３年３月２日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

１　指定管理者を指定する公の施設

奈良市横井一丁目１１４番地の１

奈良市横井第二駐車場

奈良市横井一丁目６２５番地の４

奈良市横井第三駐車場

奈良市横井一丁目７１２番地の１

奈良市横井第四駐車場

奈良市横井一丁目６２０番地の３

奈良市横井第五駐車場

奈良市横井一丁目６３７番地の５

奈良市横井第六駐車場

２　指定管理者の所在地及び名称

[redacted]

奈良市横井町自治連合会

会長 [redacted]

３　指定管理者の指定の期間

令和３年４月１日から令和６年３月３１日まで

4　指定管理者が行う業務の範囲

⑴　駐車場の供用に関すること。

⑵　駐車場の施設その他の工作物の維持管理に関すること。

⑶　その他市長が定めること。

奈良市議案第６１号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第６項の規定により議会の議決を求める。

令和３年３月２日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

１　指定管理者を指定する公の施設

奈良市八条一丁目７９２番地の４

奈良市八条第一駐車場

奈良市八条一丁目７８１番地の１

奈良市八条第二駐車場

２　指定管理者の所在地及び名称

[redacted]

奈良市八条第二自治会

会長 [redacted]

３　指定管理者の指定の期間

令和３年４月１日から令和６年３月３１日まで

４　指定管理者が行う業務の範囲

⑴　駐車場の供用に関すること。

⑵　駐車場の施設その他の工作物の維持管理に関すること。

⑶　その他市長が定めること。

奈良市議案第６２号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第６項の規定により議会の議決を求める。

令和３年３月２日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

１　指定管理者を指定する公の施設

奈良市杏町２７５番地の４

奈良市杏中第一駐車場

奈良市杏町２７７番地の１

奈良市杏中第二駐車場

２　指定管理者の所在地及び名称

[redacted]

奈良市杏中町自治会

会長 [redacted]

３　指定管理者の指定の期間

令和３年４月１日から令和６年３月３１日まで

４　指定管理者が行う業務の範囲

⑴　駐車場の供用に関すること。

⑵　駐車場の施設その他の工作物の維持管理に関すること。

⑶　その他市長が定めること。

奈良市議案第６３号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第６項の規定により議会の議決を求める。

令和３年３月２日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

１　指定管理者を指定する公の施設

奈良市川上町４１１番地の１

奈良市東之阪駐車場

２　指定管理者の所在地及び名称

[redacted]

奈良市東之阪町自治会

会長 [redacted]

３　指定管理者の指定の期間

令和３年４月１日から令和６年３月３１日まで

４　指定管理者が行う業務の範囲

⑴　駐車場の供用に関すること。

⑵　駐車場の施設その他の工作物の維持管理に関すること。

⑶　その他市長が定めること。

奈良市議案第６４号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第６項の規定により議会の議決を求める。

令和３年３月２日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

１　指定管理者を指定する公の施設

奈良市元興寺町４４番地

奈良市ならまち格子の家

２　指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町１３番１号

ならまち格子の家指定管理者コンソーシアム

代表者　一般財団法人奈良市総合財団　理事長　西谷　忠雄

３　指定管理者の指定の期間

令和３年４月１日から令和６年３月３１日まで

４　指定管理者が行う業務の範囲

⑴　奈良市ならまち格子の家条例第３条に規定する事業の実施に関すること。

⑵　奈良市ならまち格子の家の利用制限に関すること。

⑶　奈良市ならまち格子の家の施設及び附属設備の維持管理に関すること。

⑷　その他市長が定めること。

奈良市議案第６５号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第６項の規定により議会の議決を求める。

令和３年３月２日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

１　指定管理者を指定する公の施設

奈良市佐保台西町１１５番地

奈良市勤労者総合福祉センター

２　指定管理者の所在地及び名称

奈良市三条本町１３番１号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長　西谷　忠雄

３　指定管理者の指定の期間

令和３年４月１日から令和８年３月３１日まで

４　指定管理者が行う業務の範囲

⑴　奈良市勤労者総合福祉センター条例第３条に規定する事業の実施に関すること。

⑵　奈良市勤労者総合福祉センターの利用承認及び利用制限に関すること。

⑶　奈良市勤労者総合福祉センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。

⑷　その他市長が定めること。

奈良市議案第６６号

奈良県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び奈良県市町村総合事務組合規約の変更について

奈良県市町村総合事務組合を組織する組合のうち、葛城広域行政事務組合が解散することに伴い、奈良県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９０条の規定により議決を求める。

令和３年３月２日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

奈良県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

奈良県市町村総合事務組合規約（平成２０年奈良県指令市町村第１１４３号許可）の一部を次のように変更する。

別表第１及び別表第２中「、葛城広域行政事務組合」を削る。

附　則

この規約は、奈良県知事の許可のあった日から施行する。

（参考）

奈良県市町村総合事務組合規約（平成20年奈良県市町村総合事務組合県指令市町村第1143号）（抄）

別表第１（第２条関係）　組合を組織する市町村及び組合

奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村、老人福祉施設三室園組合、宇陀衛生一部事務組合、上下北山衛生一部事務組合、香芝・王寺環境施設組合、奥山組合、川西町・三宅町式下中学校組合、王寺周辺広域休日応急診療施設組合、吉野広域行政組合、山辺環境衛生組合、曽爾御杖行政一部事務組合、南和広域衛生組合、葛城広域行政事務組合、東宇陀環境衛生組合、奈良広域水質検査センター組合、静香苑環境施設組合、奈良県広域消防組合

別表第２（第３条関係）

共同処理する事務	組合市町村
１　組合市町村の常勤の職員に対する退職手当の支給に関すること。	葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曽爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村、老人福祉施設三室園組合、宇陀衛生一部事務組合、上下北山衛生一部事務組合、香芝・王寺環境施設組合、奥山組合、川西町･三宅町式下中学校組合、王寺周辺広域休日応急診療施設組合、吉野広域行政組合、山辺環境衛生組合、曽爾御杖行政一部事務組合、南和広域衛生組合、葛城広域行政事務組合、東宇陀環境衛生組合、奈良広域水質検査センター組合、静香苑環境施設組合、奈良県広域消防組合

奈良市議案第６７号

固定資産評価審査委員会の委員の選任について

固定資産評価審査委員会の委員として、次の者を選任いたしたいので、地方税法第４２３条第３項の規定により議会の同意を求める。

令和３年３月２日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

住　所　[redacted]

氏　名　安井（やすい）　ひ　と　み

[redacted]

履　　歴　　書

氏　　名　　安 井　ひ と み

生年月日　[redacted]

現 住 所　[redacted]

学　　歴

[redacted]

職　　歴

[redacted]

資　　格

[redacted]

奈良市諮問第１号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を問う。

令和３年３月２日提出

奈良市長　仲　川　元　庸

住　所　[redacted]

氏　名　伊東（いとう）　篤（あつし）

[redacted]

履　　歴　　書

氏　　名　　伊　東　　篤

生年月日　[redacted]

現 住 所　[redacted]

学　　歴

[redacted]

職　　歴

[redacted]